

◎新潟県告示第1163号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、上越市の吉川土地改良区の定款の変更を平成24年9月13日認可した。

平成24年9月25日

新潟県上越地域振興局長

◎新潟県告示第1164号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する第14条第1項の規定により、独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設本部 北陸幹線第二建設局長より次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年9月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(空中写真測量)
- 2 作業期間 平成24年9月10日から平成25年5月27日まで
- 3 作業地域 糸魚川市 中浜～市振

◎新潟県告示第1165号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局 飯豊山系砂防事務所長より次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年9月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(航空レーザー測量)
- 2 作業期間 平成24年8月23日から平成25年3月8日まで
- 3 作業地域 新発田市、胎内市

◎新潟県告示第1166号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する。

平成24年9月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(県営中山間地域総合整備事業津南地区(谷内換地区)確定測量)
- 2 作業期間 平成24年9月18日から平成25年1月31日まで
- 3 作業地域 中魚沼郡津南町大字谷内 地内

◎新潟県告示第1167号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する。

平成24年9月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量(県営ほ場整備事業(担い手育成型)中川地区(全換地区)確定測量)「座標補正」
- 2 作業期間 平成24年9月10日から平成25年2月28日まで
- 3 作業地域 新発田市 釜杭、二本松、高山寺、古川、押廻、川尻、草加、宮古、真野原 地内

◎新潟県告示第1168号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年9月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田沢小栗山線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市八箇字南沢壬2番87から	新	13.0～31.8メートル	69.5メートル
同市八箇字南沢壬2番87まで	旧	13.4～28.7メートル	71.6メートル

◎新潟県告示第1169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年9月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 田沢小栗山線
- 2 供用開始の区間
十日町市八箇字南沢壬2番87から同市八箇字南沢壬2番87まで
- 3 供用開始の期日 平成24年9月25日

◎新潟県告示第1170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年9月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田沢小栗山線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市八箇字中ノ沢壬3番61から	新	15.0～41.4メートル	85.9メートル
同市八箇字中ノ沢壬3番61まで	旧	15.0～26.0メートル	87.5メートル

◎新潟県告示第1171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年9月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 田沢小栗山線
- 2 供用開始の区間
十日町市八箇字中ノ沢壬3番61から同市八箇字中ノ沢壬3番61まで
- 3 供用開始の期日 平成24年9月25日

◎新潟県告示第1172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年9月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田沢小栗山線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市八箇字中ノ沢壬3番62から	新	12.1～44.4メートル	105.4メートル
南魚沼市吉里字松葉平外谷2990番15まで	旧	12.1～22.6メートル	110.1メートル

◎新潟県告示第1173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成24年9月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 田沢小栗山線
- 2 供用開始の区間
十日町市八箇字中ノ沢壬3番62から南魚沼市吉里字松葉平外谷2990番15まで
- 3 供用開始の期日 平成24年9月25日

◎新潟県告示第1174号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年9月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大島Ⅰ地区	上越市大島区棚岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大島(3)地区	上越市大島区棚岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大島(4)地区	上越市大島区棚岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大島(5)地区	上越市大島区棚岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大島2地区	上越市大島区棚岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
棚岡(1)地区	上越市大島区棚岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
棚岡(2)地区	上越市大島区棚岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

棚岡(3)地区	上越市大島区棚岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
棚岡(4)地区	上越市大島区棚岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石橋地区	上越市大島区仁上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桐ノ木坪地区	上越市大島区大島	次の図のとおり	地すべり
大沢地区	上越市大島区大島	次の図のとおり	地すべり
蛇喰沢地区	上越市大島区大島	次の図のとおり	土石流
沢入沢地区	上越市大島区大島	次の図のとおり	土石流
居村沢地区	上越市大島区大島	次の図のとおり	土石流
北屋敷川地区	上越市大島区大島	次の図のとおり	土石流
滝川原沢地区	上越市大島区棚岡	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて備え置いて縦覧に供する。)

2 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
穴地(1)地区	南魚沼市穴地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
穴地(2)地区	南魚沼市穴地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
穴地(3)地区	南魚沼市穴地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
穴地(4)地区	南魚沼市穴地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
久曲川(1)地区	南魚沼市穴地	次の図のとおり	土石流
久曲川(2)地区	南魚沼市穴地	次の図のとおり	土石流
久曲川(3)地区	南魚沼市穴地	次の図のとおり	土石流
前田(1)地区	南魚沼市穴地	次の図のとおり	土石流
オソノイリ地区	南魚沼市穴地	次の図のとおり	土石流
イタヤノ沢地区	南魚沼市穴地	次の図のとおり	土石流
蛇ノ目地区	南魚沼市穴地	次の図のとおり	土石流
前田(2)地区	南魚沼市穴地	次の図のとおり	土石流

沢口地区	南魚沼市穴地	次の図のとおり	地すべり
堂島新田(1)地区	南魚沼市堂島新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堂島新田(2)地区	南魚沼市堂島新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
裏ノ山地区	南魚沼市堂島新田	次の図のとおり	土石流
堂之入川地区	南魚沼市堂島新田	次の図のとおり	土石流
大前神社地区	南魚沼市大崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
霊風園地区	南魚沼市大崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
細越滝谷地区	南魚沼市大崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大久寺地区	南魚沼市大崎	次の図のとおり	土石流
立岩沢地区	南魚沼市大崎	次の図のとおり	土石流
ナラ沢地区	南魚沼市大崎	次の図のとおり	土石流
大崎門前(1)地区	南魚沼市大崎	次の図のとおり	土石流
大崎門前(2)地区	南魚沼市大崎	次の図のとおり	土石流
大崎門前(3)地区	南魚沼市大崎	次の図のとおり	土石流
大前神社地区	南魚沼市大崎	次の図のとおり	土石流
せご沢地区	南魚沼市大崎	次の図のとおり	土石流
立岩地区	南魚沼市大崎	次の図のとおり	土石流
桐平(1)地区	南魚沼市大崎	次の図のとおり	土石流
桐平(2)地区	南魚沼市大崎	次の図のとおり	土石流
上ノ平(2)地区	南魚沼市桐沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上ノ平(1)地区	南魚沼市桐沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上ノ平(3)地区	南魚沼市桐沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
へツリ山地区	南魚沼市桐沢・堂島新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桐沢川地区	南魚沼市桐沢	次の図のとおり	土石流
西ノ沢地区	南魚沼市桐沢	次の図のとおり	土石流

下之入沢地区	南魚沼市桐沢	次の図のとおり	土石流
荒金(1)地区	南魚沼市荒金・堂島新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒金(2)地区	南魚沼市荒金	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
カジカ沢川(1)地区	南魚沼市荒金	次の図のとおり	土石流
カジカ沢川(2)地区	南魚沼市荒金	次の図のとおり	土石流
カジカ沢川(3)地区	南魚沼市荒金	次の図のとおり	土石流
カジカ沢川(4)地区	南魚沼市荒金	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1175号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成24年9月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大島 I 地区	上越市大島区棚岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大島(3)地区	上越市大島区棚岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大島(4)地区	上越市大島区棚岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大島(5)地区	上越市大島区棚岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大島2地区	上越市大島区棚岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
棚岡(1)地区	上越市大島区棚岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
棚岡(2)地区	上越市大島区棚岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
棚岡(3)地区	上越市大島区棚岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
棚岡(4)地区	上越市大島区棚岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石橋地区	上越市大島区仁上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沢入沢地区	上越市大島区大島	次の図のとおり	土石流

北屋敷川地区	上越市大島区大島	次の図のとおり	土石流
--------	----------	---------	-----

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて備え置いて縦覧に供する。)

2 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
穴地(1)地区	南魚沼市穴地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
穴地(2)地区	南魚沼市穴地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
穴地(3)地区	南魚沼市穴地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
穴地(4)地区	南魚沼市穴地	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
久曲川(1)地区	南魚沼市穴地	次の図のとおり	土石流
久曲川(3)地区	南魚沼市穴地	次の図のとおり	土石流
前田(1)地区	南魚沼市穴地	次の図のとおり	土石流
イタヤノ沢地区	南魚沼市穴地	次の図のとおり	土石流
堂島新田(1)地区	南魚沼市堂島新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
堂島新田(2)地区	南魚沼市堂島新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
裏ノ山地区	南魚沼市堂島新田	次の図のとおり	土石流
大前神社地区	南魚沼市大崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
細越滝谷地区	南魚沼市大崎	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
立岩沢地区	南魚沼市大崎	次の図のとおり	土石流
大崎門前(1)地区	南魚沼市大崎	次の図のとおり	土石流
せご沢地区	南魚沼市大崎	次の図のとおり	土石流
桐平(2)地区	南魚沼市大崎	次の図のとおり	土石流
上ノ平(2)地区	南魚沼市桐沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上ノ平(1)地区	南魚沼市桐沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上ノ平(3)地区	南魚沼市桐沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

へツリ山地区	南魚沼市桐沢・堂島新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桐沢川地区	南魚沼市桐沢	次の図のとおり	土石流
西ノ沢地区	南魚沼市桐沢	次の図のとおり	土石流
荒金(1)地区	南魚沼市荒金・堂島新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒金(2)地区	南魚沼市荒金	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
カジカ沢川(1)地区	南魚沼市荒金	次の図のとおり	土石流
カジカ沢川(2)地区	南魚沼市荒金	次の図のとおり	土石流
カジカ沢川(3)地区	南魚沼市荒金	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1176号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第2項の規定により、許可した開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成24年9月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 許可番号
平成23年7月5日新潟県都政第136号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
刈羽郡刈羽村大字刈羽字西浦4209番4ほか13筆
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
刈羽郡刈羽村大字割町新田215番地1
刈羽村長 品田 宏夫
- 4 検査済証番号
平成24年9月18日都政第256号

◎新潟県告示第1177号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年9月25日

新潟県上越地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成24年9月6日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)
糸魚川市東寺町三丁目849番3、 850番4	5.96~6.00	26.06

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県LANシステム用サーバ機器等一式（その22）の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成24年9月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県LANシステム用サーバ機器等一式（その22）の借上げ

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成24年11月30日（金）

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 平成24年9月25日（火）から平成24年10月5日（金）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

(3) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成24年10月25日（木） 午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(5) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。

(6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書（平成24年9月25日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。）を提出した者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成24年10月17日（水） 午前9時から午後5時15分まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班

ウ 提出方法 本人（法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 通知日時 平成24年10月23日(火) 午前10時から午後4時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(1に掲げる新潟県LANシステム用サーバ機器等一式(その22)の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に105分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)。以下同じ。)に100分の5に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の5に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額(1に掲げる新潟県LANシステム用サーバ機器等一式(その22)の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。)に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む)とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

- ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。
- (2) その他
 - ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。
 - イ その他詳細は、入札説明書による。
 - ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び魚沼地域振興局において縦覧に供する。

平成24年9月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日
平成24年9月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人魚沼交流ネットワーク
- 3 代表者の氏名
松田 光正
- 4 主たる事務所の所在地
魚沼市本町1丁目2番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は魚沼を愛する人々が、地域間交流等の未来の可能性を広げる事業を推進・支援し、誇りのもてる地域の創造に寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) まちづくりの推進を図る活動
 - (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (3) 環境の保全を図る活動
 - (4) 経済活動の活性化を図る活動
 - (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - (6) 情報化社会の発展を図る活動
 - (7) 子どもの健全育成を図る活動
 - (8) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 - (9) 社会教育の推進を図る活動
 - (10) 科学技術の振興を図る活動
 - (11) 国際協力の活動
 - (12) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (13) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
(職務) 第15条 <u>理事全員はこの法人を代表する。また理事長はこの法人の業務を総理する。</u> 2～4 (略)	(職務) 第15条 <u>理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</u> 2～4 (略)

大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表

する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年9月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 あすとびあ高田

所在地 上越市本町五丁目195番

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

・氏名又は名称 高田まちづくり株式会社

法人代表者氏名 代表取締役 三井 慶昭

住所 上越市藤巻8番64号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

・未定

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成25年5月13日

4 大規模小売店舗の店舗面積の合計

計 1,970平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

・位置 届出書に添付された図面のとおり

・収容台数 計147台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

・位置 届出書に添付された図面のとおり

・収容台数 計24台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

・位置 届出書に添付された図面のとおり

・面積 計61平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

・位置 届出書に添付された図面のとおり

・容量 計12立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

・未定

午前9時から午後9時

・未定 (コンビニエンスストア)

24時間

(2) 来客が駐車場を利用できる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

・出入口の数 2箇所

・位置 届出書に添付された図面のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前7時から午後7時まで

7 届出年月日

平成24年9月12日

8 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)

- 9 縦覧期間
平成24年9月25日から平成25年1月25日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成24年9月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 ナルス大島店・クスリのアオキ大島店
所在地 長岡市大島本町三丁目1番地57
設置者 株式会社ナルスほか1者
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者及び小売業を行う者の代表者の変更）に関する届出
公告日 平成24年5月11日
- 3 意見の概要
(1) 長岡市からの意見の概要
意見なし
(2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
- 5 縦覧期間
平成24年9月25日から平成24年10月25日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成24年9月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 ナルス糸魚川店
所在地 糸魚川市寺町1丁目9番41号
設置者 株式会社谷村開発
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更）に関する届出
公告日 平成24年5月11日
- 3 意見の概要
(1) 糸魚川市からの意見の概要
意見なし
(2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
- 5 縦覧期間

平成24年9月25日から平成24年10月25日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成24年9月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 知遊堂上越国府店
所在地 上越市加賀町3077番地2
設置者 株式会社ナルス
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更）に関する届出
公告日 平成24年5月11日
- 3 意見の概要
 - (1) 上越市からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
- 5 縦覧期間
平成24年9月25日から平成24年10月25日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成24年9月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 ナルス鴨島店
所在地 上越市子安新田4-55
設置者 株式会社ナルス
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者及び小売業を行う者の代表者の変更）に関する届出
公告日 平成24年5月11日
- 3 意見の概要
 - (1) 上越市からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
- 5 縦覧期間
平成24年9月25日から平成24年10月25日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成24年9月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 ナルス戸野目店

所在地 上越市平成町137番地

設置者 株式会社ナルス

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者及び小売業を行う者の代表者の変更）に関する届出

公告日 平成24年5月11日

3 意見の概要

(1) 上越市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

5 縦覧期間

平成24年9月25日から平成24年10月25日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成24年9月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 ナルス直江津東店

所在地 上越市三ツ屋町95番地4外

設置者 株式会社ナルス

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者及び小売業を行う者の代表者の変更）に関する届出

公告日 平成24年5月11日

3 意見の概要

(1) 上越市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

5 縦覧期間

平成24年9月25日から平成24年10月25日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成24年9月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 ナルス柿崎店

所在地 上越市柿崎区柿崎字藤木711番

設置者 株式会社ナルス

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更(大規模小売店舗の所在地及びその他の変更)に関する届出

公告日 平成24年5月11日

3 意見の概要

(1) 上越市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

5 縦覧期間

平成24年9月25日から平成24年10月25日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成24年9月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 オオガタショッピングセンター

所在地 上越市大潟区土底浜1055番1号

設置者 協同組合大潟ショッピングセンター

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更(大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更)に関する届出

公告日 平成24年5月11日

3 意見の概要

(1) 上越市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

5 縦覧期間

平成24年9月25日から平成24年10月25日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成24年9月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 コンパスタウン上越インター

所在地 上越市大字三田新田字水ふけ368-3外

設置者 三菱UFJリース株式会社

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更(大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更)に関する届出

公告日 平成24年5月11日

3 意見の概要

(1) 上越市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

5 縦覧期間

平成24年9月25日から平成24年10月25日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成24年9月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 ナルス北城店

所在地 上越市北城町3丁目273番1外

設置者 頸城自動車株式会社

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更）に関する届出

公告日 平成24年5月11日

3 意見の概要

(1) 上越市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

5 縦覧期間

平成24年9月25日から平成24年10月25日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成24年9月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 ナルス国府店

所在地 上越市国府4丁目8番3号

設置者 日成商事株式会社

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更）に関する届出

公告日 平成24年5月11日

3 意見の概要

(1) 上越市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
- 5 縦覧期間
平成24年9月25日から平成24年10月25日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成24年9月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 ナルス半田店
所在地 柏崎市半田2丁目字六社前1629番1
設置者 株式会社ナルス
- 2 届出の概要及び公告日
概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者及び小売業を行う者の代表者の変更）に関する届出
公告日 平成24年5月11日
- 3 意見の概要
 - (1) 柏崎市からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
- 5 縦覧期間
平成24年9月25日から平成24年10月25日まで

家畜人工授精に関する講習会修業試験の合格者について（公告）

新潟県家畜人工授精師養成講習会規程（昭和28年10月新潟県告示第1155号）第9条第1項の規定により、平成24年9月13日及び14日に実施した家畜人工授精師養成講習会修業試験の合格者は、次のとおりである。

平成24年9月25日

新潟県知事 泉田 裕彦

安藤量介、今井俊貴、齊川太一、佐藤彩花、佐藤和馬、常谷優貴、横山花名子、木村薫、若月要

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ベッドサイドモニタについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成24年9月25日

新潟県立十日町病院長 塚田 芳久

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
ベッドサイドモニタ 3式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成24年11月30日（金）
 - (4) 納入場所

新潟県立十日町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0055

新潟県十日町市高山32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線506

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限

平成24年10月2日(火)午後3時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成24年10月5日(金)午後1時10分

新潟県立十日町病院3階講堂

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第7号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年9月25日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
新潟市西区	(略) 住宅型有料老人ホーム ゆう KUROSAKI <u>特別養護老人ホーム 道場山穂波の里</u>	(略) 新潟市西区善久 730-1 <u>新潟市西区寺尾上 6丁目17-23</u>	新潟市西区	(略) 住宅型有料老人ホーム ゆう KUROSAKI	(略) 新潟市西区善久 730-1
(略)			(略)		
長岡市	(略) 特別養護老人ホーム あおりの里 <u>特別養護老人ホーム 小国あいあい</u>	(略) 長岡市西川口1173 -3 <u>長岡市小国町太郎 丸1520-1</u>	長岡市	(略) 特別養護老人ホーム あおりの里	(略) 長岡市西川口1173 -3
(略)			(略)		
小千谷市	(略) 特別養護老人ホーム 片貝さくら <u>地域密着型介護老人 福祉施設 千谷島の 家</u>	(略) 小千谷市片貝町470 8-1 <u>小千谷市大字千谷 川 302</u>	小千谷市	(略) 特別養護老人ホーム 片貝さくら	(略) 小千谷市片貝町470 8-1
(略)			(略)		
十日町市	(略) 特別養護老人ホーム 不老閣 <u>特別養護老人ホーム まほろばの里 川治</u>	(略) 十日町市松之山102 8-8 <u>十日町市川治4525 番地</u>	十日町市	(略) 特別養護老人ホーム 不老閣	(略) 十日町市松之山102 8-8
(略)			(略)		
南魚沼市	(略) 特別養護老人ホーム 坂戸楽生園 <u>特別養護老人ホーム 雪椿の里</u>	(略) 南魚沼市坂戸7-3 <u>南魚沼市穴地14番 地1</u>	南魚沼市	(略) 特別養護老人ホーム 坂戸楽生園	(略) 南魚沼市坂戸7-3
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。